

別添

県税の賦課徴収等業務に係る労働者派遣業務仕様書

1 業務の概要

県税の課税に関する業務、徴収・滞納整理に関する業務、還付・充当・収納に関する業務及び納税証明に関する業務（以下「本業務」という。）を行う。

2 業務内容

県税の課税、徴収・滞納整理、還付・充当・収納及び納税証明に関する業務とする。

なお、主に予定している業務の内容、時期等は別表1に示すとおりとする。

(1) 県税の課税に係る業務

ア 県税の課税のための調査に係る業務その他これらに付随する業務

イ 県税の課税に関する文書（申告書・納税通知書等）の送付に係る業務その他これらに付随する業務

ウ 県税の減免に関する文書の送付に係る業務その他これらに付随する業務

(2) 県税の徴収・滞納整理に係る業務

ア 県税の徴収・滞納整理のための調査に係る業務その他これらに付随する業務

イ 県税の徴収・滞納整理に関する文書（督促状、差押予告状等）の送付に係る業務その他これらに付随する業務

(3) 県税の還付・充当・収納に係る業務

ア 県税の還付・充当に関する文書（還付通知書等）の送付に係る業務その他これらに付随する業務

イ 県税窓口での収納金の納付に係る業務その他これらに付随する業務

ウ 口座振替手続に係る業務その他これらに付随する業務

(4) 納税証明に係る業務

納税証明書の発行及び送付に係る業務その他これらに付随する業務

3 派遣期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

4 派遣労働者の就業場所

地域	就業場所
東部	鳥取県東部県税事務所（鳥取市立川町6丁目176） 鳥取県庁（鳥取市東町1丁目220） 鳥取税務署（鳥取市富安2丁目89番地4鳥取第一地方合同庁舎）（※）
中部	鳥取県中部県税事務所（倉吉市東巖城町2） 倉吉税務署（倉吉市上井587番1号）（※）
西部	鳥取県西部県税事務所（米子市加茂町1丁目1米子市役所本庁舎2階） 米子税務署（米子市東町124番16号米子地方合同庁舎）（※）

※別表1に掲げる個人事業税に係る確定申告書等複写等業務において就業を予定。

（注）組織、所掌事務等の変更、その他の事情に伴い、就業場所を変更することがある。

5 派遣労働者の就業条件等

(1) 就業時間及び休憩時間

ア 就業時間 午前9時から正午までの3時間（就業形態①）、又は午前9時から午後5時までの7時間（就業形態②）とする。

イ 休憩時間 就業時間が午前9時から午後5時までの7時間の場合、午前11時から午後2時までの間に派遣労働者1人に対して、各60分の休憩を与える。

(2) 就業日及び休日

ア 就業日 毎週月曜日から金曜日までのうち、(5)の派遣計画による日

イ 休日 鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第5号）に規定する鳥取県の休日

(3) 時間外勤務等

(2)のアに定める就業日において(1)のアに定める就業時間を超える時間の就業（以下「時間外勤務」という。）をする場合には、1か月30時間以内の範囲内で行う。

(4) 時間外勤務における派遣料金

(3)に定める時間外勤務があった場合には、派遣料金の単価にそれぞれの区分に定める割合を乗じて得た額とする。

ア 1日の就業時間数が8時間を超える場合の当該8時間を超える就業時間及び1週間の就業時間数が40時間を超える場合の当該40時間を超える就業時間 100分の125

イ 1か月の時間外勤務時間が60時間を超える場合の当該60時間を超える時間 100分の150

(5) 月ごとの就業見込み時間数及び派遣計画

派遣期間中の各月の上限とする就業見込み時間数は、別表2に掲げる時間数とし、各月の初日の1か月前（落札決定日と派遣開始日の期間が1か月に満たない場合にあっては、受注者と協議により定めた日）までに就業日、就業形態、就業見込み時間数等の派遣計画を派遣事業者に示す。ただし、発注者は、制度の改正等の事情変更に伴う業務量の変化のため、当該派遣計画を変更することがある。

(6) 労働者の派遣

以下の条件を満たす労働者を派遣すること。

ア 2に掲げる業務を適切に行うことができること。

イ 次に掲げるコンピュータのソフトウェアの基本操作ができること。

(ア) Microsoft Excel 2016以降

(イ) Microsoft Word 2016以降

(ウ) Microsoft Edge を含むインターネット閲覧用ソフトウェア

6 個人情報の保護

(1) 受注者は、本業務を処理するための個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第8項に規定する特定個人情報を含む。）の取扱いについては、別記「個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項」（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。

(2) 受注者は、本業務に従事する者（派遣労働者を含む。以下「従事者等」という。）に対して、特記事項を遵守させなければならない。

7 秘密の保持

- (1) 受注者は、本業務の履行に関して知り得た事項を第三者に漏らし、又は発注者の承認を受けずに資料等を第三者に閲覧させてはならない。
- (2) 受注者は、従事者等に対して、(1)の規定を遵守させなければならない。
- (3) 発注者は、受注者が(1)及び(2)の規定に違反し、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、受注者に対し、本業務に係る契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。
- (4) (1)から(3)までの規定は、本業務に係る派遣期間の満了後又は契約解除後も同様とする。
- (5) 発注者は、6の(2)の個人情報の保護及び(2)から(4)までの規定について、その趣旨を徹底するため、受注者に対して従事者等の誓約書の提出を求めることがある。

8 その他

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議して定める。

別表 1

業務予定時期	業務名	業務の概要
令和7年4月下旬	自動車税種別割納税通知書等発送業務	自動車税種別割に係る納税通知書、減免決定通知書等の発送業務その他これらに付随する業務
令和7年4月上旬から6月下旬	個人事業税に係る確定申告書等複写等業務	県税事務所又は税務署における所得税の確定申告書等の印刷又は複写並びに印刷・複写書類の整理業務その他これらに付随する業務
令和7年5月上旬から同月下旬	自動車税種別割納税通知書返戻処理等業務	返戻納税通知書のリスト作成、税務電算システムへの住所変更入力、納税通知書再発送その他これらに付随する業務
令和7年6月中旬	自動車税種別割督促状発送等業務 自動車税口座振替利用者納税証明書発送等業務	定期課税に係る既納付者等の督促状の抜取・差替、督促状発送作業その他これらに付随する業務 口座振替利用者への納税証明書発付作業その他これらに付随する業務
令和7年7月中旬	自動車税種別割差押予告状発送等業務	差押予告状の封入封緘、既納付者等に係る差押予告状の抜取、差押予告状発送業務その他これらに付随する業務
令和7年8月から令和8年3月	職業調査結果電算入力業務	職業調査結果の税務電算システム入力業務その他これらに付随する業務
令和7年9月から10月	狩猟税の受付補助業務	狩猟者登録会における狩猟税収納に係る納付書の記入補助、税額集計、資料のとりまとめに係る業務その他これらに付随する業務
令和7年9月から令和8年3月	預貯金・生命保険調査結果電算入力業務	預貯金・生命保険調査結果の税務電算システム入力業務その他これらに付随する業務
令和8年1月下旬から3月下旬	自動車税種別割定期課税に係る申請等処理業務	自動車税種別割の定期課税に係る減免の継続申請文書、下取り報告依頼等の発送、提出された申請等に係る税務電算システム入力業務その他これらに付随する業務
令和7年6月から令和8年3月	不申告法人の督促等業務	文書督促の発送、法人の詳細を把握するための法人登記の取得、電話による督促その他これらに付随する業務
通年	不動産取得税課税補助業務	不動産取得税に係る課税業務その他これらに付随する業務に関する補助業務
	法人の設立・異動情報に係る処理業務	提出された法人の設立届・異動届に係る税務電算システム入力及び法人登記情報との照合、法人・税理士・他県への軽易な電話問い合わせ、その他これらに付随する業務
	地方税ポータルシステム（エルタックス）利用届の処理業務	提出された利用届の審査及び承認業務その他これらに付随する業務
	口座振替依頼書の電算入力業務	口座振替依頼書に係る税務電算システム入力業務その他これらに付随する業務
	納税義務者の名寄せ業務	税務電算システムを使用した納税義務者の名寄せ業務その他これらに付随する業務
	自動車税に係る納税義務者の住所変更入力	住所変更があった自動車税の納税義務者に係る税務電算システム入力業務その他これらに付随する業務
	収税課窓口業務	来所者の窓口案内・対応、納税証明書発行及び実績集計、収納金の金融機関引継に係る帳簿書類作成及び領収済通知書の整理、簿冊作成及び資料整理、自動車税種別割の定期課税に係る減免継続申請受付、消込保留リストと税務電算システムの突合業務その他これらに付随する業務、入札参加資格に係る納税確認（東部県税事務所）
課税課窓口業務	来所者の窓口案内・対応、法人に係る県税の申告書届出受理、個人事業税開廃業の届出受理、免税軽油交付、不動産取得税に係る調定決議書・内訳書出力・新築住宅減額受付業務その他これらに付	

		随する業務
	県税の課税に関する業務	県税の課税に関する文書（申告書等）の受付に関する業務その他これらに付随する業務。県税の課税に関する文書の管理・整理に関する業務

別表 2

(単位：時間)

	派遣月 就業場所	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	就業見込み時間数	鳥取県庁、鳥取県 東部県税事務所 又は鳥取税務署	483	399	441	301	238	210	203	175	315	217	182	245
鳥取県中部県税 事務所又は倉吉 税務署		189	434	266	182	175	133	203	189	105	84	84	56	2,100
鳥取県西部県税 事務所又は米子 税務署		350	483	469	252	91	231	252	196	196	182	322	497	3,521
合 計		1,022	1,316	1,176	735	504	574	658	560	616	483	588	798	9,030

※派遣期間中の就業見込み時間数 合計 9,030 時間